

## 第 68 回 周防大島町農業委員会総会

1 開催日時 令和 3 年 7 月 15 日 (木) 13 時 30 分から 15 時 00 分  
2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 (12 人)

1 番 川地 守  
2 番 宮城 恵子  
3 番 瀬川 一郎  
4 番 小柳 貴史  
5 番 沖村 和哉  
6 番 星出 栄一  
7 番 中原 賢  
9 番 宮本 平  
10 番 田中 豊文  
11 番 角井 雅之  
12 番 袴田 光夫  
13 番 安本 貞敏  
14 番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (2 人)

8 番 大谷 正樹

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0 人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0 人)

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会 1 農振法に基づく農地利用計画変更（随時変更）について

報告事項 1 農地所有適格法人の届出について

報告事項 2 農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解について）

その他の諸連絡

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 泉口 洋平

事務局	おはようございます。皆さん集まりましたので、只今より第68回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。それでは最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。
議長	おはようございます。今日から7月、8月、9月の農業委員会総会に関しては、昨年からでございますけれども、一番暑い時季、時間帯は会場で総会を行いまして、それ以外で農作業ということで、昼から農業委員会を開催するという形でさせていただいております。本日はその1回目となります。ご承知のとおり、コロナが大きな課題となっておりますけれども、今日ご参集の方々の半数くらいにつきましては、2回目の接種も済んだ方も多いかと思います。私個人的にも2回目の接種が6月に済みました。誰もかからないのが一番良い。またワクチン接種も気になると思います。周防大島町ではワクチンを確保しているという放送をずっとしておりますので多分持っているのだろうと思います。以上を気にして開会をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。本日の附議事項は、議案9件、審査会1件、報告事項3件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員13名、欠席委員1名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員11番角井委員と、12番袴田委員によろしくお願ひいたします。それでは、議事に入る前に事務局より議案書及び資料の訂正があります。
事務局	失礼いたします。議案書の訂正、差替えについて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、申請地の字が流東となっておりますが、正しくは本日お配りした資料のとおり、砂田となります。こちらにつきましては、申請書も間違っておりますので、申請書の原本について、申請人から訂正をいただいております。続いて報告事項1、農地所有適格法人報告書の届出について、経営面積の記載が抜けております。本日お配りしております差替えの議案書のとおり、畳、20,000m <sup>2</sup> となります。訂正事項のご連絡は以上です。それでは議事に入る前に角井委員からご提案があるとのことですので、よろしくお願ひいたします。
11番	会議の前にお時間をいただき、ありがとうございます。今日の新聞にも載っていたのですけれども、周防大島町にも猿が入ってきたとの報道がありました。若手農家でも屋代で見た方がいて、写真を撮る前に逃げられたということがありました。猪の二の舞にならないような対策を本気で、是非考えていただきたいなと思います。私自身も獣友会に入っていますので、本格的な対

策というのは、また獣友会の偉い方と一緒に詰めていきたいと思っているのですけれども、農業委員会として、町へ要望していかないといけないと思いますので、そういう意見を集約できればと思います。まず個人的な提案になるのですが、やはり少ないうちに、本腰を入れて駆除てしまわないと。増えてからではどうしようもないことがありますので。現在有害鳥獣指定がされていないと思います。そもそもいなかつたので。そもそも猿が撃てるかというのと、料金にならないと撃つことはできない。なので、罠にかかるればいいのですけれども、まづかからないだろうということで撃っていく。あとはそもそも餌を残さず寄り付かせないと言ったような対策が必要になると思いますので県などの詳しい方から、色々な農業者向けの話とかですね、そういうものも組み立てていただきたいと思います。猿の駆除についてですが、少ないうちから一匹それこそ5万円とか10万円とかで、獣友会の方が本気になって取れるような値段付といったものも考えていただきたい。今いる猿というのは当然島への入り方を知っているということになりますので、例え今一匹だったとしても、また今度は雌を連れてくるとか、今雌だったら雄を連れてくるとなると、島の中で増えるという事態になりかねませんので、一度入ったら出さないとか、中で仕留めるだけでなく、そもそも大島大橋を渡れないような体制づくりというのも、是非考えていただきたいと思っています。他に何かご意見があれば、是非出していただきたいのですけれども。

議長

この案件に関して気になっているのは、周防大島町が持っている鳥獣対策協議会の講師兼会長からいうと、確かに情島に一頭いるというのが報告されましたと思います。あとは今回本島の方に角井さんの報告であれば猿が進入をしてきた。それで一応私が平成19年に、県が農林総合技術センターに鳥獣被害相談センターを設置した際、初代室長をやらせていただきました。猿はある程度勉強したのですが、なかなか罠にはかからない。それで長門で確か一回やっていたのが大きな罠、サークルに呼び込むという対策はやっていたと思いますが、ただいざれにしても現在の一頭ではなかなか厳しいだろう。もう一つ先駆者の知恵を貰うという話をするならば、現在岩国農林総合技術センターの岩国農林水産事務所に森林課長で田戸が来ているはずです。この方は鳥獣害対策の専門ですから、この方に現場を見てもらうということもないこともない、一番手っ取り早いのかもしれません。今の鳥獣被害相談センターのメンバーに来てもらうというのも手だし、岩国農林から、林業は柳井農林も一緒の管轄で岩国が所管しておりますから、現地に来てもらうというのが一番簡単かと思います。他に何かありましたら。

11番

イノシシと猿の島になるともう本当に農業が出来なくなるので、本当に少ないうちに本腰を入れて対応して頂ければ。東和の方でイノシシが出始めた時に安気に構えていなかったら、今も大分違ったと思いますので、是非とも、

早急な対策を考えていただけたらと思います。個人名を出してしまって〇〇〇〇さんがもう見たという話です。屋代の方で見たとのことでした。ただその時は1頭とのことでしたので、まだ中で繁殖というところまでは行っていないと思うのですけれども、繁殖するようになれば、当然群れで戻ってきます。島内には少なくとも今いるということは後から次から次に入ってくるということなので、また抜本的な対策の見直しというのが必要になると思っています。

事務局長 平成29年に、大畠側の橋のたもとにフェンスを設けました。それと橋脚の所に歩きにくいような菱のついたシートを張ったのですが、それがなかなか予算の都合もありそんなに広範囲に設置できたわけではないのですが、一応対策はやっておりました。しかし入ってくるということは、あまり効果が無かったのかなと思っております。入ってからは捕獲など対策をしないと、増えてしまったらイノシシの二の舞になってしまふということで、上の方と相談して、あと関係機関と相談をしながら対策を考えたいと思っております。

9番 丁度タイムリーな所で、城山小学校から猿の目撃情報があったと連絡がありました。だから東和のあの辺りでも猿を見たと。今朝新聞を見た人がということかもしれないし、どうしてこのタイミングかはわかりませんが、この間屋代で目撃された猿と、今回東和で見つかった猿が同じなのか、違うのかということは良くわからないですし、何とも言えないですけれども、距離的に離れたところで目撃例が似た時期にあるというのは、ちょっと1頭だけというのとは雰囲気が違うかなと感じます。

議長 〇〇〇〇が見た情報では、沖浦でも見たという話も聞きました。それが同一個体かどうかというのはまだ確認されていないという状況かと思います。城山まで行ったという話であれば、結構移動距離があるけどないことはないのかなと思う。いずれもちょっと協議会組織を開催してもらって、ある程度対策を協議するのがいるのではないかとおもいますけれどもね。

事務局長 大島郡の獣友会に対しても情報は流しております。会長さんにも情報を伝えていますので、何らかの形で対策を考えて行かないといけないと思っております。

2番 町民の方に猿を見かけたらここに連絡してくださいというように防災無線で呼びかけるのはどうでしょうか。猿が出たことを知らない人もいるだろうから、防災無線で猿を見かけた時間と場所をお知らせくださいとやってみたら。

議長 もう一つは餌をうまく断つことなのですよ。野菜がどうしても自由に取れる状況になっていると思います。やっぱり防ぐための柵がないことはないので

すが、それぞれ皆さんにやってくれという話はできませんから、できるだけ野菜に気を付けていただくという注意喚起と、サルの目撃情報の提供をお願いするというのは、あっても良い、一番手っ取り早い話になるかと思います。そのあたり又いろいろなアイデアがありましたら農林課へお繋ぎいただいて、農林課の方でもっている協議会組織の中で対策を協議する、これからどうするのかを今から協議するという話になると思います。その辺りは農林課長さん、よろしくお願ひいたします。それでは議事に入りたいと思います。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、岩国市麻里布町○○○○、譲渡人、周防大島町東安下庄○○○○、申請地、大字東安下庄、字賀ヶ浦、○○○○番地、地目畠、現況畠、面積2,267m<sup>2</sup>、契約の内容については売買による所有権の移転、経営面積は現在910m<sup>2</sup>、取得後3,177m<sup>2</sup>です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから4ページをご覧ください。本事案については、農地を相続したが、耕作が困難である譲渡人の要望に対し、申請地周辺に家を持ち、営農を行いたいと考えていた譲受人が答えようとするものであります。なお、譲受人の住所が岩国市となっておりますが、申請地から10mの位置に住居があり、週の多くは東安下庄で生活しております。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人及び家族の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、周辺は宅地、山林に囲まれているため、迷惑とならないよう耕作を行う計画であり、害虫やイノシシの発生を予防するため適切な防除に努めることから、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の10番田中委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

10番 現地を確認いたしました。現状は雑草等が伐採され、いつでも畠にできるような状況になっています。他、特に補足することはございません。

議長	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。
11番	農地として利用はしていただけるとは思うのですが、売買価格がやたら高いと思いまして。〇〇〇〇円でこの農地を買って、農業や趣味の園芸をやると。まあお互いが納得の上と思うのでどこまでというのもあります、ちょうどこのあたり別荘地で開拓されているので、また転用されるのではないかという心配があるのですが、その辺りはどうなのでしょうか。
事務局	まず金額についてですが、こちらでも気になったので、ご本人へ確認いたしました。金額については、譲渡人と譲受人双方が納得された上での金額とのことで、こちらから高すぎるのではないかとは言いづらいところがあります。そして取得後転用するのではないかというご指摘ですが、まず取得後最低2耕作を行うという条件はございます。以上です。
議長	他に質問はございませんか。
5番	この書類の中に譲受人の世帯を書いていますけれども、3名書かれていますよね。皆それぞれ苗字が違うのですが、これは何か聞いていますか。共同で耕作するとか、そういった話ですか。
事務局	娘さんです。お嫁に行かれた子供さんということです。
5番	子供さんですか。
事務局	そうですね。同一の世帯ではないのですが、耕作をお手伝いいただける方ということで、ご記入いただいております。
5番	それぞれ世帯を持っていて手伝いに来るということですね。
議長	他に質問はございませんか。
9番	下限面積要件の30aというのがありますけれども、かなり大きな畠を買って、今回は2反ですが、元々持っているのは1反足らないというような条件で、それで三反超えるというケースはあまりないと思うのですが。ちょっとこの下限面積を設けられている趣旨をもう一度確認させてください。
事務局	下限面積につきましては、法律上では北海道除くこの辺では5反というのがあります。ただそれ以外に地域の実情に合わせて3反等設定することが出来ます。周防大島町ではその地域の実情に応じてその見直しを行い、現在3反

ということでやっております。これについては最低限農家としてやっていくための面積ということです。ただこれだけで本当に生活が賄える最低限の面積であるとはとてもいえないとは思いますが、ある程度の従事日数など、その辺りを加味して3反と設定させていただいております。

9番 ありがとうございます。要するに下限面積要件は農家になるための1つの壁となる数字だと思いますが、このような小さい、例えば住宅に附隨するという小さい農地を買って、これを守つておけば農家になりやすくなるという認識ですかね。細かいですが。ちょっと趣旨がですね、最低限農家としてやれる面積ということだと思うのですが、こういう抜け道が出来るのかなという印象を受けましたので発言させていただきました。

事務局 感じられるところは十分承知しております。全く0の方がいきなり3反以上取得するようなケースもございますので、全く今までなかった人が3反取得するという事例も、まったくそんなに珍しいわけではございません。また周防大島の農地の流動の実情からすると、やはり若い方というより高齢の方が農地を買うというのがあると思います。そうなってくると高齢の方の場合あまりたくさんの面積は耕作できないというのがありますので、このような3反未満の今回2反ありますが、結構珍しい、大きな案件だと思っております。

議長 他に質問はございませんか。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。  
続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町家房〇〇〇〇、譲渡人、周防大島町家房〇〇〇〇、申請地、大字家房、字大東〇〇〇〇番地、地目畠、現況畠、面積173m<sup>2</sup>、他一筆、合計面積586m<sup>2</sup>、契約の内容については贈与による所有権の移転、経営面積は現在2,520m<sup>2</sup>、取得後3,603m<sup>2</sup>です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5ページから8ページをご覧ください。本事案については、家房地区で営農を拡大したいと考えていた譲受人の要望に譲渡人が答えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する

規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、周辺農地と同様に柑橘栽培を継続して行う計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の3番瀬川委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

3番 先日大内委員と一緒に譲受人に話を聞いてきました。譲渡人は譲受人のお兄さんで、この農地自体は譲受人の家の続きの土地です。そしてお兄さんがお前がやらないかということで、今回譲受るということになったとのことです。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.3申請人、譲受人、周防大島町家房〇〇〇〇、譲渡人、山口市糸米〇〇〇〇、申請地、大字家房、字大東、〇〇〇〇番地、地目畠、現況畠、面積、497m<sup>2</sup>、契約の内容については売買による所有権の移転、経営面積は現在2,520m<sup>2</sup>、取得後3,603m<sup>2</sup>です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、9ページから12ページをご覧ください。本事案については、No.2と同じ譲受人であり、同じく家房地区で営農を拡大したいと考えていた譲受人の要望に対し、譲渡人が答えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権

利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、周辺農地と同様に柑橘栽培を行う計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の3番瀬川委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

3番 これもNo.2と同じ譲受人で、土地自体もNo.2の隣です。今は綺麗に草刈りをされていて、何も作ってはいませんが、もう続きなので譲受人が譲渡人に土地で何かする予定があるのか聞いたら無いということだったので、譲ってくれないかということでこの話になったそうです。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。  
続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.4、申請人、譲受人、周防大島町久賀○○○○、譲渡人、山口市嘉川○○○○、申請地、大字久賀、字亀ヶ松、○○○○番地、地目畠、現況畠、面積105m<sup>2</sup>、他一筆、合計面積3,160m<sup>2</sup>、契約の内容については売買による所有権の移転、経営面積は現在24,002.21m<sup>2</sup>、取得後27,162.21m<sup>2</sup>です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、13ページから17ページをご覧ください。本事案については、遠隔地に居住し耕作が困難となっていた譲渡人の要望に、久賀地区で営農を営み、以前から当該地を耕作していた譲受人が答えようとするものであります。まず、第1号の全

部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人及び家族の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、現在耕作中の作物を引き続き耕作するため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の2番宮城委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

2番 すいませんちょっと再確認してください。先程経営面積が増えるような形で言われたと思うのですが、そうではなく譲渡人の土地を譲受人が借りて作っていたのが今回の土地だと思います。間違えないですよね。その話から行くと、もともと譲受人が島に入って来られた時、こちらの土地を譲渡人から借りて、ずっとつくられています。大島町では珍しく、お米から何からほとんど自給自足を目標にされているのかなと思うくらい色々なものに挑戦されて、それで生活を成り立たせていらっしゃいます。ご夫婦でものすごくよく働いていらっしゃるというのが地域からの評判で、管理もちゃんと行き届いていまして、今回の所は鳥が飼育されていますので、草もぼうぼうだったりしますが、飼育方法もいろいろあります、管理はちゃんとできているなど思い、推進委員さんと見させていただきました。一生懸命農業に従事され、色々な事をされている方なので、良い方向に行けばいいなというのを推進委員さんと話しながら帰りました。よろしくご審議ください。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.5について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.5、申請人、譲受人、周防大島町油宇〇〇〇〇、譲渡人、周防大島町日前〇〇〇〇、申請地、大字日前、字鼻操、〇〇〇〇番地、地目畠、現況畠、面積2,967m<sup>2</sup>、契約の内容につきましては使用貸借による権利の設定です。経営面積は現在0m<sup>2</sup>、取得後は次のNo.6と合わせまして3,768.3m<sup>2</sup>です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、20ページから23ページをご覧ください。本事案については、周防大島へ移住し、新規に農業を始めることで生活の安定を図ることを目的とした借受人の要望に対し、貸付人が答えようとするものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、既に植えつけてある柑橘（青島）を継続して栽培する計画のため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議長 引き続きまして、地区担当の10番田中委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
- 10番 みかんの栽培ができる健全な農地であります。他特に補足事項はございません。
- 議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。
- 11番 資料を見させていただくと、通作距離が23kmとなっておりますが、率直に言って1からスタートの方の通作が20kmというのは、相当に管理が難しくなると思います。特にこちらに頻繁に来る用事がある方ならいいのですが、これ次の案件を見ると東和の方でまた農地も確保して、日前の方ではみかん農地を確保してとなると、あまりいいことにはならないかと。どちらかに集めて一所懸命やった方がいいのではないかというのが率直な感想です。

事務局	こちらにつきましては次のNo. 6 の案件もですが、両方とも譲渡人の方は同じ方でございます。その方がずっと畑を作つていらっしゃいますので、その方からいろいろ教えてもらひながら耕作するというように聞いております。また譲受人のお仕事が現在在宅でお仕事をされており、時間は十分取れるというように伺っております。
1 1 番	今のお話だと今は在宅で時間が取れるとのことですが、在宅がいつまで続くのかなというのは感じますし、在宅勤務時間中に別に野菜畠へ行けるわけでもないと思うので、ここを押してこられても、管理できるのかというのを疑問です。在宅といつても勤務時間ですから。
事務局	角井委員のご指摘の通りお感じになられるところは、私もこの申請を見た時、非常に疑問に感じたので、この申請の担当の行政書士へ繰り返し確認したところです。ご本人さんにも確認してもらい、今回譲渡人がメンター、サポート役ということで、最初はしっかりと教え込んでいくということですので、まずはそこを信用したいなと思います。また農地パトロールでもですね、この園地というのは毎年調査しますので、その辺の管理が悪ければ所要の指導を行いますし、この人がやっぱり困難ということになれば、また新たな耕作者を農業委員会で探して、適正に維持管理がされるように指導を行うというように考えております。
1 番	2 1 ページの営農計画書に農作物の出荷先が JA に出すというようになっていますが、その下に農協の組合員になる予定が未定となっています。必須ですね。出資をしないと出荷できません。以上です。
事務局	すみません。ご指摘の通り出荷をするのであれば JA 加入が必須ですので、指導したいと思います。
議長	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。
	(質問等なし)
	ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
	挙手多数あります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No. 6 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.6、申請人、譲受人、周防大島町油宇〇〇〇〇、譲渡人、周防大島町日前〇〇〇〇、申請地、大字油宇、字真田、〇〇〇〇番地、地目畠、現況畠、面積620m <sup>2</sup> 、他5筆、合計面積801.3m <sup>2</sup> 、契約の内容等については売買による所有権の移転、経営面積は現在0m <sup>2</sup> 、取得後はNo.5と合わせまして3,768.3m <sup>2</sup> です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、22ページから25ページをご覧ください。本事案については、前事案と同じく周防大島へ移住し、新規に農業を始めることで生活の安定を図ることを目的とした借受人の要望に対し、貸付人が答えようとするものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人及び家族の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、季節に合った野菜を栽培し、適切な管理に努める計画のため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です
議長	引き続きまして、地区担当の5番沖村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。
5番	それでは説明をいたします。まずこの土地ですが、昭和の10年代に構造改善事業、これは元々田んぼでしたが、これを埋め立てた土地となります。その後防風林等での目隠しをしておりましたが、何も作っていませんでした。それで藪というか、色々な木が生えてきて、耕作は出来ていないような状況でした。これはもともと〇〇〇〇さんという方が作っておられましたが、その方が亡くなった後に譲渡人さん、お嫁に行っていますけれども、この方が相続した形となっております。それで相続した時に綺麗にして、木など全部伐採して整理しておりました。その後、草の管理だけで、耕作をしたという記憶はないのですが、作目を作ったところではありません。その後みかん等作りたいという話もあったようですが、見ていただいたらわかるように、家が近くにありますので、農薬が飛んできたら困るというようなこともあります、耕作が続かないという状況でした。それからは年に数回除草剤の散布といった形で管理は行っているようです。それで先日推進委員さんと現地を確認に行ってきました。特に問題はあるような所ではありませんけれども、事情を譲

渡人さんに電話で確認しました。そしたらお前が耕作してくれれば一番いいのだけれどもと言われたり、まあ私の家が近いのもありますが、色々なお話がありました。管理ですね。私ももう80歳になったから、これからのことを考えると、もう管理がなかなかできない。そうなると周りの皆さんに迷惑をかけるということで、いろいろ考えられて、今の方へ話が進んだようです。以前はいろいろ太陽光とか、いろんな話があったようですが、構造改善事業ということで、他の目的に転用できないということもあり、現状なにも耕作されていないようです。この譲受人が、お父さんがこちらの出身ということもあり、こちらへ移住したいという考えもあったようでここを選んだそうです。土地にしましては図面を見ていただいたらわかるのですが、一部土地に宅地がありまして、その周りに農地があるような形です。これは元々〇〇〇〇さんという方の土地だったとのことですが、現在はもう譲受人の名義に代わっているようです。それで農地と宅地を一体的に購入し、こちらへ移住したいとのことです。今現在〇〇〇〇番地に家がありますが、これは手を加えれば住めるという判断のようで、こちらへ住むということです。譲受人のお父さんのお宅が自分の近所にありますが、ご本人とは面識がなく、話したことも無いためどのように方が分かりませんが、しっかり管理してもらいたいところです。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程2、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、No.1、申請人、周防大島町東三蒲〇〇〇〇、申請地、大字東三蒲、字砂田、〇〇〇〇番地、地目畠、現況畠、面積305m<sup>2</sup>、事業計画、用途等は通路、駐車場、物置場、倉庫、その他参考としまして第2種農地、また昭和49年ごろから無断転用となります。続いて許可基準について説明します。資料は、26ページから30ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場蒲野出張所から南に350mの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、

一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請人は申請地の隣接する家屋に居住しており、家屋への進入は申請地を通らないと不可能な囲繞地であります。この度、申請人が高齢であるため、今後増加するであろう福祉車両の出入りのための通路及び駐車場として利用するものです。また、当該土地の他に代替する土地はなく、必要な転用であると考えられます。なお、本事案は昭和49年に農業用倉庫を作っている無断転用案件です。申請人より農地法違反に対する反省と、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、本案件は通路として利用する目的の転用であり、新たに構造物を建築する計画ではないため、登記に係る費用のみが必要であり、その費用についても現金を所有していることを確認しております。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1箇月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政手の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用・施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です

議長

引き続きまして、地区担当の6番星出委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

6番

推進委員さんと申請人を含め現地確認を行いました。この方は長いこと高校の教諭をされており、今建てている家は昭和49年頃お父さんが建てられた家を買われて新築を建てられました。申請地は当時からずっとみかん畠だったのですが、当時は安易な考えで簡易的なみかん倉庫を作って、現在はもう駐車場まで作って様は変わっているという感じです。本人も高齢なので、この無断転用は今回分かったのですが、あとを継ぐ方がいないということで今後のためを思って今回も財産整理を含め、転用申請に至ったとのことです。私からは以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程3、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、周防大島町久賀〇〇〇〇、譲渡人、周防大島町久賀〇〇〇〇、申請地、大字久賀、字前ノ谷南、〇〇〇〇番地、地目畠、現況畠、面積 621 m<sup>2</sup>、契約の内容については売買による所有権の移転、事業計画用途等については自己用住宅、自己用駐車場、通路、備考その他参考として、農振農用地区域内農地です。続いて許可基準について説明します。資料は、31ページから36ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場久賀庁舎から東に約2.2 kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。当該地につきましては、現在農用地区域内であり、3月の第64回総会において、農用地区域からの除外について、皆様にお諮りした農地となります。県から農振除外の承認後、転用の許可となります。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、申請地から約100mの家屋に居住する個人であり、この度、将来の家族構成および、現在同居中であるご両親の老後を考慮した結果、当該地を譲り受け、家屋を建築するものです。また、当該土地の他に代替する土地はなく、必要な転用と考えます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、住宅ローンの仮審査申込書の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の4番小柳委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

4番 まずこの土地は譲受人のご家族の方が知り合いだった〇〇〇〇さんがこの家を建てる土地を探していたということで、ここの土地を紹介されたそうです。現地を見てきましたが、以前営農されていた時のビニールハウスの残骸等がまだ残っておりました。その辺の撤去は大丈夫かという話をしましたが、双方で話が付いているということなので、問題はないとのことです。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町久賀〇〇〇〇、譲渡人、広島市安佐南区〇〇〇〇、申請地、大字久賀、字久保木、地番〇〇〇〇、地目畠、現況畠、面積963m<sup>2</sup>、契約の内容については売買による所有権の移転です。事業計画、用途等は事務所及び駐車場、その他参考としまして、農振農用地区域内農地です。続いて許可基準について説明します。資料は、31ページから36ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場久賀庁舎から東に約2.2kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。当該地につきましては、現在農用地区域内であり、3月の第64回総会において、農用地区域からの除外について、皆様にお諮りした農地となります。県から農振除外の承認後、転用の許可となります。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、申請地から約100mの家屋に居住する個人であり、この度、将来の家族構成および、現在同居中であるご両親の老後を考慮した結果、当該地を譲り受け、家屋を建築するものです。また、当該土地の他に代替する土地はなく、必要な転用と考えます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、住宅ローンの仮審査申込書の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用

権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政手の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の4番小柳委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

4番 ここは以前から譲受人の方で管理施設が立っていたものをまた整備し直すということなのですが、周りに畠も無いし、この環境が良くなれば、周りにある宅地についても環境が良くなるのではないかと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。続いて、日程4、審査会、農振法に基づく農用地利用計画変更（随時変更）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、審査会、農振法に基づく農用地利用計画変更（随時変更）についてNo.1、所有者、周防大島町久賀〇〇〇〇、事業主体、東京都世田谷区〇〇〇〇、申出地、大字久賀、字上田、地番〇〇〇〇、地目畠、現況畠、面積338m<sup>2</sup>のうち2.25m<sup>2</sup>が永年転用、61.34m<sup>2</sup>が一時転用です。変更区分は除外、事業計画、用途等については携帯電話無線基地局の設置、備考その他参考としまして、農振農用地区域内農地、認定電気通信事業者です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場久賀庁舎から南東880mに位置する、過去に公共投資の対象となっていない小

集団の第2種その他の農地に該当いたします。申出者は町内に在住する個人で、久賀地区の携帯電話端末の品質向上を目的に、コンクリートポールタイプの基地局を設置するために賃貸借契約5年で転用する計画であり、事業主体の申し出に所有者が応じたものです。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるか(代替性がないかどうか)についてですが、公共性がある事業計画で確実に実施され、必要とする面積も適当であり、広域に見通しが確保できる場所を要するため、申請地以外に適当な場所はないと考えられます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は東側の町道と接した土地の縁辺部であり、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む扱い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の4番小柳委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

4番

現地を確認してきました。それで、書類の中に農地の現状という所で休耕中とあるのですが、これ実際には申請人本人が耕作中です。申請人にも確認してきましたが、あそこは作っていると。それで、申請地は角の所だから、あれくらいだったら出してもいいかなという話になったそうです。この辺については、書類を作成した方と意思疎通できていなかつたのかなと思います。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

9番

今休耕中ではなく耕作中とのことでしたが、うちの近所でも同じように電気通信事業者の基地局が立っていて、実際経っている所は小さいですけれども、工事する時にはそれなりに車輛が入ったりとかあったりして、面積を使っているなという印象を受けたので、今回それが耕作中の所に影響が出ないとい

- いなというのは感じました。
- 議長 はい、これは一時転用の部分が工事に使われるのだと思いますが、それが妥当かどうか、ということで理解していいですか。
- 9番 工事のどれくらいの面積をこれに使うということは書いていましたか。
- 議長 一時転用がそのスペース。
- 9番 想定されているのであれば、影響がなければいいのですが。
- 議長 事務局何か説明できれば。
- 事務局 一時転用の計画がございますので、こちらにつきましては原状回復の誓約書を提出いただいております。また、柑橘が植わっている所がありますので、そこの方にはなるべく手を付けないで施工していただきます。道路に面した側ですので、ポールの設置などについては道路の方から行っていただくようになるべく現在耕作しているみかんには影響の無いようにご配慮いただきようお願いしております。
- 議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。
- (質問等なし)
- ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
- (挙手全員)
- 挙手全員であります。よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。続いて、日程5、報告事項1、農地所有適格法人報告書の届出について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 日程5、報告事項1、農地所有適格法人報告書の届出についてご報告いたします。資料は48～49ページをご覧ください。報告者、周防大島町久賀〇〇〇〇、経営面積、畝20,000m<sup>2</sup>、法人形態、株式会社、事業の状況について、農畜産物の名称、柑橘、農業関連事業、作業受託、総売り上げに対する農業関連売上の割合、100%、構成員の状況、農業関係者5名、農業関係者以外の者1名、議決権の割合、農業関係者100%、農業関係者以外の者0%、役員の状況について、業務執行役員3名、役員の内、農業常時従事者2名、使用人1

	名、役員・使用人の内、60日以上農作業従事者4名です。説明は以上です。
議長	ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。
10番	一点だけ。事業の状況の所で黒塗りにされている所があるのですが、これはどういうことなのでしょうか。
事務局	こちらは売上高の項目となりまして、具体的な金額の数値が入っております。内容につきましてはこちらで確認いたしまして問題のないものでした。金額を公表することに不安感といいますか、嫌われる方もいらっしゃいますので、黒塗りで隠させていただきました。
10番	数値が入ってて、これは法律か条令かで規定された様式で、農業委員会会長あてに出された書類で、この農業委員会の審査で表示できないというのはちょっと、そういう扱いで良いのかと。ちょっとおかしいですよね。農業委員会で審査、報告として挙げるべき項目として、その様式の中に入っているということでしょうから、それを農業委員会に示せない、農業委員会の総会で示せないというのは理由として合理性を欠くと思います。事務局レベルでは当然ここは見れる。それを正式な審査の場、総会の場で隠すというのがちょっと理解できませんけれども、そのような扱いで本当にいいんですか。
議長	私からも補足させていただきますが、農協の総代会の資料では公表されていると思うのですよね。その出資法人は結果報告出しているから。いずれにしても農協の総代会資料に出ているのであれば、ここで出しても問題はないと思うのだけれども、事務局何か答弁できますか。
事務局	田中委員さんのご指摘いただきました金額の黒塗りについてですけれども、すいません、こちらは事務局の過剰な判断でございましたので、運用については不適切であったかと思います。申し訳ありません。こちらにつきましては総代会の方でも公表されている金額でございますので、そこは過剰に反応することはなく、皆様にお示しさせていただきたいと思います。口頭でのご報告でよろしいでしょうか。3年前の実績の所、これが4,242,429円です。一つ下の2年前の実績が6,695,829円、1年前の実績が4,948,493円です。当該年見込については9,095,554円です。大変申し訳ございませんでした。以後気を付けます。
議長	他に何か質問はございませんか。
4番	経営面積が20,000m <sup>2</sup> ピッタリになっておりますが、もっとあるんじゃないかなと思いますが。あともう一点はちょっとよくわからないのが執行役員の農業

従事日数というのがあるのですが、これはファームの仕事に従事する日数ということでおろしいのでしょうか。それとも自分でやっている農業の日数を記入しているだけなのでしょうか。

事務局 ご質問にありました経営面積 20,000 m<sup>2</sup>については、報告書に挙がっている数字をそのまま報告させていただいております。そして役員の従事に数については、農業にということですので、この法人での農業関連も含む、実際の農業の作業も含め、また販売など、事務的な農業に関することも含めての数字でございます。

議長 私からも補足させていただきます。今の農作業従事に数についてですが、法人としての作業報告が求められていると思います。あくまで自分が自家経営、○○○○さんにもしても○○○○さんにもしても大規模経営農家ですから、自分の経営の話はここには必要ないとは思います。ちょっとこれは今日の答弁にはならないでどうから、また確認しておいてください。法人としての従事日数というのが求められていると思いますから。それこそ以前農業生産法人に求められていた農作業の部分は法人従事の部分が大きくなないと許可されなかつた関係があるはずですから、ここも同じ話だと思います。個人で働いている部分は入れてはいけないと思いますから、また確認しておいてください。

事務局 承知いたしました。確認いたします。

議長 経営面積 20,000 m<sup>2</sup>については、ここは作業受託も受けていると思います。なので、経営受託の部分と農作業受託がそれぞれあって、それをカウントすると、小柳委員が言われるようにもう少し面積があるのではないかという指摘だと思います。報告書の記載の仕方を工夫しないといけないかなという気がになりました。経営受託と作業受託がこの法人の役割だったと思いますから。他に特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

議長 続いて、日程 6、報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（賃借の合意解約）についてご報告いたします。2 件まとめてご報告いたします。資料は 50 ページをご覧ください。No.1、申請人、貸付人、山口市葵、○○○○、借受人、周防大島町戸田、○○○○、申請地、大字戸田、字八ヶ久保、地番○○○○、地目畠、面積 915 m<sup>2</sup>、他一筆、合計 1,871 m<sup>2</sup>、契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法（利用権設定）賃貸借期間は平成 29 年 6 月 23 日から令和 9 年 6 月 24 日です。備考としまして、合意による解約となりま

す。続いてNo.2、貸付人、山口市葵、○○○○、借受人、周防大島町戸田、○○○○、申請地、大字戸田、字中山、地番○○○○、地目畠、面積 1,246 m<sup>2</sup>、他 3 筆、合計面積 2,283 m<sup>2</sup>、契約内容等については農業経営基盤強化促進法(利用権設定)、賃貸借期間は平成27年6月25日から令和9年6月25日です。備考としまして、利用権再設定のための合意による解約となります。以上です。

- 議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。
- 1番 これは再度契約をやりかえるのですか。全て基盤整備に入っている所ですね。
- 事務局 両案件とも期間を変更しての再度契約とのことです。申し訳ございません、議案書にはNo.2についてしか利用権再設定のためという記載がありませんでした。
- 議長 ちょっと確認ですが、それぞれを見ると令和9年までの契約だった部分を一度解約して期間が変わらるのだろうけれども、再契約するための解約ということでおろしいですか。
- 事務局 その通りです。
- 議長 特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程6、諸連絡について、事務局よりお願ひします。
- 事務局 次回総会開催日は8月16日月曜日、13時30分から、場所はこちら久賀公民館2階の第1会議室にて行います。議案の送付は8月5日までにお手元に届くようにいたします。そしてお手元に資料があると思います。廣岡会長からの農地利用最適化推進施策ということでご意見を頂いております。廣岡会長よりご説明をお願いいたします。
- 議長 これにつきましては先月それぞれ農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめについてということで、先月書類として町の農業委員会会長宛に県の農業会議から来た文書をお示ししたところでございます。それで一応9月の10日までに報告する内容となっております。それを踏まえて8月の総会で議論が出来たらなと思いまして、たたき台を作りました。今日1から10までを説明する気はありませんが、県の施策に対してこういうことを考えてくれというような項目立てで報告しております。一つはいつも懸案になってくる太陽光発電施設に関しての指摘事項を、こういう案件を付けてくれというのをつけています。2点目は鳥獣被害対策について、農地情報の1

元化について。農地パトローに係る機器整備について、以上4項目について原案、たたき台としてお示ししております。皆様の方からも、何かこういうことを施策提案したらどうだろうかということがありましたら、8月総会の前に提出していただいて、8月総会の時に、議案次第ではあるのですが、議論できればと思っております。議論の結果を取りまとめて、県の農業会議に提出を求められているのが9月10日ですから、それに提出する。最終的には9月28日に開かれる常設審議会で審議されて、9、10、11月の段階で県知事なりに施策提案がされるという流れになっていると思っておりますのでご了解をいただけたらと思います。皆さんの御意見がありましたら8月総会までに事務局までご報告いただけたらと思います。他に何か報告事項がありましたら。

事務局

本日農業委員会の業務必携の2021年度版というのを皆様にお配りしております。これは推進委員さんに対しても後日郵送は致しますけれども、農業委員会としての業務について、こういうことを、何のためにやりますよということが各テーマでそれぞれございますので、日ごろの業務で疑問に思うことがございましたら参考にしていただけたらと思います。この度の令和3年度の農地パトロールで変更になった点についても最初に触れておりましたので、参考にしていただき、農地パトロールを行っていただけたらと思います。先程の廣岡会長からの施策に対する意見というのも、農業委員会の所要業務という所に位置付けられていますので、皆さんの日頃の活動の中から感じている事でも、是非施策提案という形でやっていただければと思います。以上です。

議長

もう1点、これも先月私の方から扱い手問題に関しての問題提起をさせてもらっています。今日審議をするだけの時間がありませんから、またどこかの機会で、以前お示ししたたたき台を基に、今後の周防大島の扱い手をどうするか辺りを議論できたらと思っております。8月に開かれるであろう農業会議の研修会の席にするのか、ないしは8月の総会にするのか、議案次第でまたお諮りしたいと思っておりますので、ご了解いただけたらと思います。他に何かご意見がありましたら。

9番

この会議の場でですね、みんなで意見を出す機会がすごい少ないなと思っています。その話し合いのタイミングというのを、あくまで都合が付けばいいですけれども、なかなか合間にちょっとやるというほど軽い内容ではないと思いますので、皆さん忙しいでしょうけれども、何か別の機会を設けるというのを検討した方がいいと思います。

議長

ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思います。それこそ町の方にも一度求めておりまして、実際やれておりませんけれども、今年度の人農地プ

上記は、令和 3 年 7 月 15 日開催の第 68 回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 3 年 8 月 16 日

周防大島町農業委員会会長 廣岡 修美 

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 角井 雅之 

周防大島町農業委員 猪田 光太 